

小浜線を活用した城巡り「城×鉄」事業委託業務仕様書(案)

1 業務名

小浜線を活用した城巡り「城×鉄」事業委託業務(以下、本業務という。)

2 目的

観光客の小浜線利用による嶺南地域の周遊促進を図るとともに、若狭路の城跡への誘客と周知を図ること。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日(金)まで

4 業務内容

本業務における業務の内容は下記のとおりとする。

(1) 御城(乗)印による利用促進事業

(ア) 周遊イベント「GO! JOIN! キャンペーン」の企画・実施

【GO! JOIN! キャンペーンの内容】

- ① 小浜線の指定の駅で乗車または下車する
- ② 小浜線の指定の駅の乗車券の写真等を見せて、指定の施設等にて「御城(乗)印」をもらう
- ③ 近くの城跡または施設等へ行き、御城(乗)印に記念スタンプを押印してもらう

【より楽しんでいただくための施策】

- ・集めた種類や枚数によって記念品(特別御城印や特産品等)のプレゼントを実施
- ・初心者も上級者も楽しめるような仕掛けづくりを行うこと
- ・期間限定御城印やイベント限定御城印、旅行会社とのコラボ御城(乗)印など、コレクションしたくなる御城(乗)印を上記実施期間中に発行すること
- ・嶺南西部への誘客を図るため嶺南東部と西部の特定の2拠点をセットにした仕掛けづくりを行うこと(敦賀×小浜、美浜×おおい、若狭×高浜)

※ 参考:御城(乗)印とは

御城印とは、お寺や神社でいただける御朱印を参考に作られた、紙に城名が書かれているもの。ゆかりの城主の家紋や花押をデザインする等、全国各地でさまざまな種類が発行されている。御乗印も御朱印を参考に作られたもので、鉄道の乗車記念として全国各地で発行されている。この二つの「御じょう印」を参考に、本事業では、若狭路の城跡(=城)を JR 小浜線(=鉄)を利用して巡った方に対して、渡すものを「御城(乗)印」とする。

※ 御城(乗)印を発行する主要な駅と城跡について(参考:R5実施時)
実施内容により、委託先が決定後に依頼を行う予定

敦賀市	敦賀駅 金ヶ崎城	敦賀駅観光交流施設オルパーク 金崎宮社務所
美浜町	美浜駅 国吉城	駅構内 若狭美浜観光協会 若狭国吉城歴史資料館
若狭町	上中駅 熊川城	駅窓口 若狭鯖街道熊川宿資料館 宿場館
小浜市	小浜駅 後瀬山城	駅前 若狭おばま観光案内所 小浜市まちの駅 旭座
おおい町	若狭本郷駅 石山城	駅窓口 若狭おおい観光案内所 SEE SEA PARK EAST 棟
高浜町	若狭高浜駅 碎導山城	駅構内 若狭高浜観光協会 高浜町郷土資料館

【期 間】 令和6年8月11日～ 令和6年12月 22日

(イ) 関係機関との調整、事務局業務

- ・御城(乗)印の発行場所や押印場所になる施設の関係者に対して、実施内容に協議を行うとともに、上記にかかる具体的な企画の事前説明を行うこと。
- ・県や関係市町が行う城や鉄道関係の事業の把握にも努め、それぞれの事業が盛りあがるよう協力すること。
- ・問い合わせ等の事務局業務を行うこと。

(ウ) 実施に必要な広報物や物品の製作

- ・チラシ
カラー印刷
サイズや部数は提案による
- ・御城(乗)印
各市町1,000枚ずつ
6枚集めるとひとつのデザインになるなど周遊したくなるよう工夫すること
- ・特典となる御城印などのプレゼント
- ・(必要であれば)押印場所や事業内容を周知するためのポップ等
- ・押印用のハンコ・インク台(過去実施分のものであれば事務局より提供可能)
- ・HPの作成
駅からの二次交通情報についても記載すること

(工) 広報の実施

- ・周遊イベントをより多くの方に知らせ、参加につながるように周知を行うこと
- ・小浜線の便数が都会に比べると少ないことや、ローカル線でのゆったりした旅行の楽しみ方が伝わるよう工夫を行うこと。
- ・各駅(や御城(乗)印の配布場所)から城跡までの2次交通についても合わせて周知するように努めること。
- ・広報には、「JR小浜線で行く！福井県若狭路城跡めぐりガイドブック」も活用するよう努めること。

(<https://wakasabay.jp/common/dld/pdf/bf0e97f00a8dc63cca581305d616313b.pdf>)

(オ) アンケート業務

- ・参加者に対してアンケートを行うこと。
- ・アンケートは、回答・回収・集計しやすい方法を取るとともに、特産品をプレゼントするなど回答率が高くなるような工夫を行うこと。
- ・アンケートの内容については「海湖と歴史の若狭路」発信事業実行委員会事務局との協議の上、決定すること。
- ・アンケートの回答は、データを事務局に渡すこと(分析等は行わなくてよい)。

(2) 城や鉄道イベントでのPR業務

- ・若狭路の城跡について、福井県内や県外で行われる城や鉄道に関連するイベント(お城 EXPO 等)でPRすること。
- ・イベントでのPRに関する関係者との協議、イベント等の準備・撤去等、一切の業務を実施すること。なお、「海湖と歴史の若狭路」発信事業実行委員会事務局員の旅費等は本業務の見積に含める必要はない。
- ・具体的な企画の内容については、「海湖と歴史の若狭路」発信事業実行委員会と協議の上、決定すること。

(3) 城めぐりイベントの実施

- ・GO！JOIN！キャンペーンに合わせ、参加している上記6城の中から少なくとも1城を巡る城めぐりイベントを最低一回以上実施すること。
- ・イベントに参加する方には、小浜線を利用してもらう工夫を行うこと。

(4) 独自事業

- ・上記以外で、受託者において実施する独自事業があれば提案すること
なお、独自事業に関しては、契約金額に含む場合は見積りに明記すること

(5) 権利関係

- ・本業務の実施により生じた成果物に関するすべての著作権ほか一切の権利は原則として「海湖と歴史の若狭路」発信事業実行委員会に帰属するものとし、製作者は著作者人格権を凝視しないものとする。ただし、成果物の内容によっては事業受託者と協議の上決定する。

- ・本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として受託者が 代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要な手数料等の経費については、予算額に含むものとする。
- ・本業務の実施による成果物は画像等の著作権上の権利を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、福井県は責任を負わない。

5 報告書の作成

事業終了後、契約期間満了までに上記業務内容を含む実績報告書を提出すること。

6 その他

- ・本業務において、写真や映像撮影等での謝礼が必要な場合の交通費や謝礼等は受託者においてすべての手続きを行い、その経費を負担すること。ただし、「海湖と歴史の若狭路」発信事業実行委員会事務局員がイベント等へ参加する場合の交通費等を除く。
- ・本業務の遂行に際して、企画提案書を基に、事業内容・実施手法等の内容について、修正・調整等を行う場合があるものとする。
- ・本事業に関する事項について、機密を遵守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしないこと。
- ・事業履行の成果について生じた著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、福井県に帰属するものとする。
- ・受託者は、委託者と協議を行いながら業務を実施すること。
- ・本業務により第三者に損害を及ぼした場合は、受託者の責任において処理するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項および本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、決定すること。